

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年5月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第9号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第5項本文中「前各項の規定にかかわらず」を削り、「限る」の右に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

6 会計管理者は、右京区役所京北出張所において行われる収納金の領収に関する事務のうち、第1項から第4項までの規定により右京区会計管理者に委任されたもの以外のものを、右京区会計管理者に委任する。ただし、第1項各号に掲げる会計事務に係る収納金の領収を除く。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 会計管理者は、右京区役所京北出張所長の職にある出納員に、当該職に係る徴収金の収納に関して、収納金の領収に関する事務を委任する。

第5条第2項中「前条第2項各号」を「前条第3項各号」に改める。

第42条中「または」を「又は」に、「すみやか」を「速やか」に、「よって指定金融機関へ」を「より指定金融機関（右京区役所京北出張所における取扱いにあっては、収納代理金融機関）に」に改める。

第4号様式備考以外の部分中「及び各区役所」を「各区役所及び各区役所支所」に改め、「（各区役所」の右に「及び各区役所支所」を、「区民部市民窓口課」の右に「並びに右京区役所京北出張所」を加える。

第4号様式の2 2備考1中「払込み」の右に「（右京区役所京北出張所における取扱いを除く。）」を加える。

第5号様式備考以外の部分中「及び各区役所」を「、各区役所及び各区役所支所」に改め、「(各区役所)の右に「及び各区役所支所」を、「区民部市民窓口課)」の右に「並びに右京区役所京北出張所」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(関係規則の一部改正)

- 3 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

様式第4号の5備考以外の部分、様式第4号の6備考以外の部分、様式第5号備考以外の部分、様式第5号の2並びに様式第31号注及び備考以外の部分中「各区役所」の右に「及び各区役所支所」を加え、「京都市収納代理金融機関」を

「京都市収納代理金融機関

右京区役所京北出張所」

に改める。

(会計室)